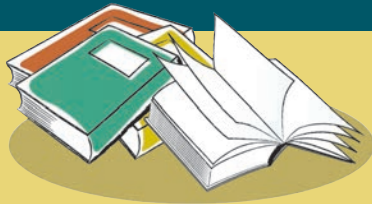


デジタルプラットフォーム責任(2)

—その責任根拠と立法化—

朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している



製造物責任法とDPF責任

アメリカにおいて、無過失責任としての製造物責任原則である厳格責任は、製造物の販売にかかわった「販売業者」(製造業者を含む)に適用されます。これに対し、わが国の製造物責任法は、その責任主体を製造業者等(輸入業者、表示製造業者、実質的製造業者)に限定しており、販売業者は含まれていません。

デジタルプラットフォーム(DPF)事業者は、取引の場を提供するに過ぎず、購入者と直接の取引関係を有するものではありません。例えていうならば、ショッピングモールにテナントを出店させ、商品の販売をさせているモール運営事業者と同様の立場にあります。しかし、テナントの販売した欠陥製品についてショッピングモールが製造物責任を負うべきであるとする主張はみられません*1。

DPFにおける商品の販売・流通

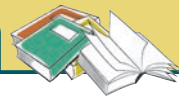
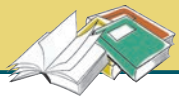
2021年2月に施行されたDPF取引透明化法(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律)2条1項によれば、「デジタルプラットフォーム」とは、電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、商品などの情報を表示させることをいうものとされており、オンライン上のショッピングモール、オークション、フリーマーケットなどがその代表例であるということが出来ます*2。

DPFにおいて、製品提供者(製品を販売しようとする者)は、DPF事業者に登録することによって、製品のデジタル情報を消費者に提供することになります。しかし、DPF事業者が製品提供者についての情報開示請求に応じることはなく、DPF取引において、購入者である消費者が提供された製品の販売元や製造元の詳細な情報を取得することは極めて困難な状況にあります。2021年5月に公布(2022年5月1日施行)された取引DPF法(取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律)5条は、消費者が損害賠償等の請求を行う場合に必要範囲で、取引DPF提供者(DPF事業者)に対し、販売業者の氏名・名称や住所などの情報開示を請求できる権利を定めていますが、その請求は、「販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権」を行使するために限られています。

また、DPFに国境は無く、製品提供者は、国外からの登録によって、容易にグローバルな取引を展開できます。そのため、国内の安全基準や安全規制の適用が遵守されないこともあり、DPFにおいては、品質や安全性の低い製品の流通も多くみられます。そして、これら国外の製造元や販売元について、消費者は詳細かつ正確な情報を把握することが困難であるだけでなく、既に廃業し、あるいは連絡が取れない場合も少なくありません。

*1 製造物責任を認めた判例ではないが、スーパーマーケットのテナントであるペットショップで購入したインコが保有していたオウム病菌クラミジアによって購入者の家族がオウム病に感染し、母親が死亡した事例において、平成17年改正前商法23条(現行会社法9条、商法14条)の類推適用により、テナントが行った取引につきスーパーマーケットの名板貸責任(ないたがしせきにん 自己の氏名や商号を使用して営業することを他人に許諾した者は、自己を営業者と誤認して取引した者に対し、その取引によって生じた債務について名義者と連帯して負う責任)を認めたものとして、最高裁平成7年11月30日判決『最高裁判所民事判例集』49巻9号2972ページ参照

*2 ウェブ版『国民生活』2019年8月号29ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201908_12.pdf



製造物責任の帰責根拠

販売業者が製造物責任法に基づく賠償責任を負わないとされたのは、販売業者は、欠陥を創出し自己の意思をもって製造物を市場に供給しておらず、製造業者等と同様の責任を負わせることは適当ではないと考えられたことによります*3。すなわち、製造物責任の帰責根拠は「欠陥の創出」ではなく「欠陥製造物の製造」に求められたのです。

これに対し、アメリカにおいては、第2次不法行為法リステイメント402条A*4にみられるように、販売業者を厳格責任に基づく製造物責任の賠償義務者としてとらえています。しかし、製造業者*5を除く販売業者は、欠陥製造物を製造していないため、製造物責任の帰責根拠は「欠陥製造物の流通」に求められることとなります。製造物の販売にかかわる事業者は、製造業者を含め、欠陥製造物を消費者のもとまで流通させることによって損害の発生に寄与していることから製造物責任を負うべきものとされたのです。



DPF 責任の帰責根拠

DPF事業者は、製品提供者と消費者との間に取引の場を提供するものであり、取引契約の締結に直接かかわる立場にはありません。したがって、製造物責任の帰責根拠を「欠陥製造物の流通」に置いたとしても、流通連鎖(marketing chain)の環(link)を構成していないDPF事業者の製造物責任を直ちに導き出すことは困難であるといわざるを得ません。

しかし、製造物責任の帰責根拠としての「欠

陥製造物の流通」への関与を流通連鎖の環に矮小化すべきではありません。生産から最終消費に至る製品流通にかかる総体としての流通システム(marketing system)における関与をもって、製造物責任の帰責根拠としてとらえるべきものといわなければなりません。

それでは、製造物責任の賠償義務者として位置づけるために、DPF事業者は、欠陥製造物の流通にどの程度関与したことが必要とされるのでしょうか。アメリカでは、商品をアマゾン社が購入者に梱包・発送するFBAにつき、ボルガー事件などにおいて、アマゾン社は商品の梱包・発送という作業への関与が流通連鎖の直接的な環を構成するものと判断されました*6。これに対し、販売業者が購入者に直接商品を梱包・発送するFBMについては、ルーミス事件において、製品提供者に安全認証、補償および保険の付保を求めることで製品の製造・流通に影響を与える実質的な立場にあることなどを理由として、アマゾン社は製造物責任を免れないと判断されました*7。ルーミス事件は、1996年のカリフォルニア州第4地区第1控訴裁判所におけるベイ・サミット地域自治会事件(Bay Summit Community Assn. v. Shell Oil Co.)において示された厳格責任の適用原則である「流通企業体論(the marketing enterprise theory)」*8に基づいて、アマゾン社の製造物責任を認めたのです。

ベイ・サミット地域自治会事件は、マンション開発業者であるベイ・サミットが、マンションの各部屋や共用部分に敷設したポリブチレン製配管システムから取付具の欠陥によって漏水したとして、ポリブチレン製配管の製造業者であるUSプラス社とポリブチレン管の樹脂を供

*3 ウェブ版「国民生活」2022年1月号37ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202201_15.pdf

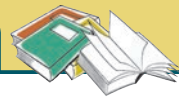
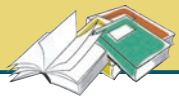
*4 ウェブ版「国民生活」2021年9月号38ページ(参考1)参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202109_15.pdf

*5 製造業者も、製造した製品を卸売業者、小売業者、消費者などに販売していることから販売業者に含まれる

*6 ウェブ版「国民生活」2022年2月号36ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202202_15.pdf

*7 ウェブ版「国民生活」2022年2月号37ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202202_15.pdf

*8 Bay Summit Community Assn. v. Shell Oil Co., 51 Cal.App.4th 762, 59 Cal.Rptr.2d 322 (1996)



給したシェル石油社に対して損害賠償を求めた事例であり、第一審は、US プラス社およびシェル石油社の詐欺および厳格責任に基づく賠償責任を認めました。しかし、控訴審は、陪審に対する第一審の説示が、原告がシェル石油社の表示に依拠したことを原告において立証すべきことを求めておらず、かつその立証がなされなかったことから、陪審の評決は不適切であったとして、詐欺を認めた原判決を破棄し、さらに厳格責任の適用要件にかかる説示についても「予断を与える誤謬 (prejudicial error)*⁹」があったとして原判決を破棄し、シェル石油社の厳格責任に基づく賠償責任を否定しました。控訴審が採用した「流通企業体論」において、事業者が厳格責任を課するためには、①当該事業者がその事業活動から直接的な金銭的利益を得ていること ②当該事業者の行為が企業体にとって不可欠なものであったこと ③当該事業者が製造または流過程を管理し、または影響を与える実質的な立場にあったことを消費者が主張立証しなければなりません。陪審に対する第一審の説示において、同社が「商品入手の連鎖における環」であることおよび同社が「欠陥製品の流通に参加」したこととの立証事実は、いずれも極めて曖昧であり、陪審の誤解を招くものであって、予断を与える誤謬に当たるものと判断したのです。

外部不経済の内部化

ある経済主体(事業者)の活動が市場取引を通じることなく他の経済主体(消費者)に負の影響を与えることを経済学では「外部不経済」と呼んでおり、欠陥製造物による消費者被害は、まさに外部不経済にほかなりません。このような外部不経済を保険の付保や製品価格への転嫁に

よって取引費用に取り込み、広く市場に分散することを「外部不経済の内部化」といいます。

わが国の製造物責任法は、製造業者を責任主体として、製造コストへの転嫁により、欠陥製造物による消費者被害の内部化を図っていますが、アメリカの厳格責任に基づく製造物責任は、販売業者を責任主体とする製造・流通コストへの転嫁によって、より広範な内部化を図ることができます*¹⁰。しかし、DPFの普及によって製造業者や販売業者の捕捉が困難となるに伴い、製造・流通コストへの転嫁による内部化の限界が明らかになってきました。DPF事業者は、製品の流通に深く関与し、そこから大きな利益を得ていることを考えるならば、これを内部化の枠組みに取り込むことが是認されるべきでしょう。そして、それぞれの流通企業体においてその費用をどのように負担するのかが、内部における求償の問題であり、消費者との関係においてとらえるべきものではありません。

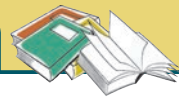
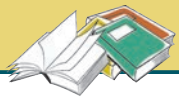
欠陥製造物による消費者の被害は、社会的な損失として当該製造物の取引費用(流通コスト)として市場化すべきであり、販売業者のみならずDPF事業者についても、製造物の流通にかかわる流通企業体として、無過失責任に基づく製造物責任を課すことが求められます。

DPF 責任の立法化

アメリカでは、裁判例により、厳格責任に基づく製造物責任の適用範囲をDPF事業者に拡大する傾向にあります。また、同時に、カリフォルニア州では、2021年2月、売買の申込みを伝達し、かつ販売者と購入者の間の支払いに関与するDPF事業者について厳格責任に基づく製造物責任を課すための民法改正法案(AB-1182) (参考)が州議会に提出されています。

* 9 「予断を与える誤謬 (prejudicial error)」とは、訴訟の結果に影響を及ぼす実質的な誤謬を意味し、上訴審における原判決の破棄理由となる

* 10 わが国においても、アマゾンマーケットプレイスで中国の販売業者から購入したモバイルバッテリーから出火し、家屋が半焼した事例につき、販売業者や商品の審査を怠った過失を理由として、アマゾン社アメリカ本社および同日本法人に対し、不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟が提起されている(2020年10月29日産経新聞、2020年12月5日朝日新聞、2021年7月8日日本ネット経済新聞)



一方、ヨーロッパにおいても、DPF 事業をめぐって新たな動きが生じています。消費者の安全とすべての経済事業者の公平な競争の場を確保するための実施措置を確立することにより、「世界市場の課題とますます複雑化する供給連鎖(supply chain)」に対応することを目的として、2019年6月に採択(2021年1月および同年7月の2段階で施行)された「市場監視および製品の法令遵守に関する規制」*¹¹において、EU域内に設立された履行役務提供者(fulfilment service provider:FSP)*¹²は、供給連鎖としての経済事業者(economic operator)*¹³に含まれると規定されました。製造物責任に関するEU指令*¹⁴は、製造物の製造業者(同指令3条1項)および輸入業者(同条2項)を製造物責任の一次的な責任主体としたうえで、これらを特定することができない場合において、製造物の供給業者(同条3項)が二次的に責任を負うことを規定しています。しかし、新たな規制によって履行役務提供者が供給連鎖に組み込まれたことをもって、履行役務提供者が製造物責任に関す

るEU指令における「供給業者」の定義に含まれることになるのかは今後の動向を見守らなければなりません。

わが国においては、販売業者が製造物責任の責任主体とされていない製造物責任法の下で、DPF事業者を同法の枠組みに取り込むことは解釈論としての限界を超えるものであり、製造物責任法の改正あるいは新たなDPF責任法の制定が必要となるといわざるを得ません。

製造物責任とは、欠陥を創出あるいは欠陥製造物を製造したことに基づく事業者の責任ではなく、欠陥製造物を消費者のもとまで流通させたことに基づく事業者の責任のほかなりません。そして、欠陥製造物を消費者のもとまで流通させたことへの関与は、生産から最終消費に至る製品流通にかかる総体としての流通システムへの関与としてとらえるべきであり、具体的には、商品の保管、商品の受注・梱包・発送、代金決済、解約・返品、製品提供者と購入者間の連絡・通信などのいずれかの関与を基本としてさらに検討を加える必要があると思われます。

参考 カリフォルニア州民法改正案 第1714.46条(a)項

第1714.46条

- (a) 厳格製造物責任訴訟において、1つ以上の第三者による契約もしくは他の合意により、次の各号をいずれも満足する電子の場(electronic place)*¹⁵は、当該電子の場が欠陥製造物の現実の占有または本権を有していたことがあるか否かにかかわらず、当該電子の場を通じて購入または販売された欠陥製造物を近因として(proximately)引き起こされたすべての損害について、小売業者の実店舗(physical store)で欠陥製造物を販売した場合における小売業者の責任と同一の範囲において厳格責任を負うものとする
- (1) 第三者と購入者との間において、購入者が受領する欠陥製造物の販売または購入の申込みを送信または他の方法により伝達すること
 - (2) 欠陥製造物の購入または販売の支払いを処理(process)、回収(collect)または管理(administer)すること

*¹¹ Regulation (EU) 2019/1020 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on market surveillance and compliance of products and amending Directive 2004/42/EC and Regulations (EC) No 765/2008 and (EU) No 305/2011
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1020&from=en>

*¹² 履行役務提供者(FSP)とは、郵便、宅配サービス、貨物輸送業を除き、製品の所有権を持つことなく、倉庫保管、梱包、住所指定、発送の少なくとも2つを提供する自然人または法人をいうものとされている(市場監視および製品の法令遵守に関する規則3条(11)号)

*¹³ 「経済事業者(economic operator)」とは、製造業者、認定代理人、輸入業者、流通業者、履行役務提供者、製品を製造もしくは市場に提供する個人または法人をいう(市場監視および製品の法令遵守に関する規則3条(13)号)

*¹⁴ 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products [85/374/EEC])」

*¹⁵ 「電子の場(electronic place)」とは、インターネット・ウェブサイト、オンライン・カタログ、ソフトウェア・アプリケーションなどをいうものとされている(カリフォルニア州民法改正案第1714.46条(c)項(1)号)